

令和 7 年第11回 札幌市教育委員会会議録

※非公開に係る議案（議案第 2 号から議案第 7 号）を除く

令和7年第11回教育委員会会議

1 日 時 令和7年6月26日（木）14時00分～15時30分

2 場 所 STV北2条ビル4階 教育委員会会議室

3 出席者

教 育 長	山 根	直 樹
委 員	佐 藤	淳
委 員	石 井	知 子
委 員	道 尻	豊
委 員	中 野	倫 仁
委 員	朝 倉	由紀子
教育次長	廣 川	雅 之
総務部長	井 上	達 雄
学校支援担当部長	木 戸	拓 史
学校教育部長	佐 藤	圭 一
調整担当部長	吉 田	憲 史
児童生徒担当部長	喜多山	篤
教職員担当部長	菅 野	智 広
教職員課長	石 田	紘
事業推進担当課長	犬 丸	秀 夫
総務課長	千 田	博 史
庶務係長	牛 嶋	和 成
書 記	熊 谷	優 治

4 傍聴者 0名

5 議 題

議案第1号 東区栄東地区、豊平区豊平地区及び月寒・東月寒地区の学校規模適正化等に係る今後の取組方針について

議案第2号 こども本の森札幌・北大指定管理者選定委員会委員の委嘱又は任命について

議案第3号 令和7年度札幌市社会教育功労者表彰選考委員会委員の委嘱について

議案第4号 令和7年度札幌市学校給食運営委員会委員の委嘱について

議案第5号 令和7年度札幌市奨学生（継続及び補充採用者）の選定について

議案第 6 号 札幌市学校結核対策委員会委員の解職及び任命について

議案第 7 号 学校職員に対する懲戒処分について

【開 会】

○山根教育長 これより、令和 7 年第 11 回教育委員会会議を開会いたします。

本日の会議録の署名は、石井知子委員と中野倫仁委員にお願いいたします。

本日の議案第 2 号から第 4 号及び第 6 号は附属機関の委員の任免に関する事項、第 5 号は奨学生の選定に関する事項、第 7 号は人事に関する事項でございます。

教育委員会会議規則第 14 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号の規定により公開しないこととしたいと存じますが、いかがでしょうか。

(「はい」と発言する者あり)

○山根教育長 それでは、議案第 2 号から第 7 号は公開しないことといたします。

【議 事】

◎議案第 1 号 東区栄東地区、豊平区豊平地区及び月寒・東月寒地区の学校規模適正化等に係る今後の取組方針について

○山根教育長 議事に入ります。議案第 1 号「東区栄東地区、豊平区豊平地区及び月寒・東月寒地区の学校規模適正化等に係る今後の取組方針について」です。事務局から説明をお願いします。

○学校支援担当部長 学校支援担当部長の木戸でございます。

議案第 1 号「東区栄東地区、豊平区豊平地区及び月寒・東月寒地区の学校規模適正化等に係る今後の取組方針について」ご説明いたします。

本案は、これら 3 地区で進めてまいりました学校規模適正化の取組の検討経過と、各地区の学校配置検討委員会から提出されました意見書の内容をご報告するとともに、今後、その趣旨を尊重して進める方針についてお諮りするものでございます。

各地区の特色を中心に、重複する内容は適宜省略しながらご説明を進めてまいります。

議案書に続く添付資料には、それぞれにインデックスを付けておりますほか、右下に通し番号を付記しております。この後、インデックス名のほかに、ページ番号を適宜お伝えしながらご説明させていただきます。

はじめに、栄東地区の栄緑小学校と栄東小学校の再編についてご説明いたします。

お手元の資料の右下 1 ページ別紙 1 をご覧ください。これまでの検討経過や今後の取組方針案についてお示しした資料になります。

「1 主な検討経過」ですが、取組にあたりましては、令和 3 年度、地域や保護者に対して、小規模化が進んでいる栄緑小学校と、栄東小学校の学校規模適正化に関する札幌市の案を提示いたしました。

その後、関係者との意見交換や住民説明会を経て、令和5年2月、保護者や地域の代表等で構成する「栄東地区 学校配置検討委員会」を設置し、取組案に基づき学校規模適正化を行う場合の課題等に関する協議・検討を行っていただきました。

約2年にわたる協議の結果、6月13日に検討委員会から意見書をご提出いただいております。

2ページの別紙2には、参考として同地域の地図情報と対象校の児童数、学級数の実績と推計値を掲載しておりますので、併せてご参照いただければと思います。

なお、1ページの別紙1下段にあります、「2 今後の取組方針（案）」については、今回ご説明する3地区に共通する内容になりますので、最後に一括してご説明いたします。

続きまして、3ページをご覧ください。別添資料1になりますが、検討委員会から提出された意見書の内容について、特徴的な内容を中心にご説明いたします。

はじめに、「1 栄東地区の小学校再編とまちづくりセンター（地区会館含む）及び児童会館の複合化」につきましましては、取組案のとおり、両小学校について、栄東小学校の敷地を活用して再編することとされています。

再編にあたっては、栄東小学校校舎の老朽化の状況等も踏まえまして、新たな校舎に建替え、新校舎には、地区会館機能を含めた栄東まちづくりセンター、児童会館を複合化することとされています。

続きまして、4ページへお進み下さい。「2 通学区域案等」についてです。

先ほどご覧いただきました別紙2右側の地図の「統合後の通学区域案」も併せてご覧いただければと思います。

再編後の通学区域は、両小学校の通学区域を合わせたものを基本としておりますが、別紙2の右上の地図で、①と②でお示ししている部分、「百合が原1丁目から3丁目」、「北50条東5丁目から7丁目、北51条東5丁目から7丁目」は、検討委員の方々や地域にお住まいの方から寄せられたご意見を基に、それぞれ、隣接する百合が原小、栄北小の通学区域に編入することとされております。

なお、①②の編入にあたっては、在学中の児童への配慮から、再編新設校への通学も選択できる「指定変更区域」とすることとされています。

5ページに進んでいただきまして、4「その他の要望」（4）をご覧ください。

再編後の小学校は、両校の特色ある教育内容やその歴史等に配慮しつつ、未来志向の「新しい学校づくり」を進めることとされ、再編後の学校名は、別途、協議体を設置して検討を行い、意見書を提出することとされております。

以上が栄東地区における取組検討経過と意見書の内容でございます。

続きまして、豊平地区の旭小学校と豊平小学校の取組についてご説明いたします。

6ページ別紙3をご覧ください。これまでの検討経過や今後の取組方針案についてお示ししております。

「1 主な検討経過」ですが、栄東地区と概ね同様に、令和5年2月から約2年にわたり「豊平地区 学校配置検討委員会」において協議・検討を行っていただき、6月9日、検討委員会から意見書のご提出をいただいたところでございます。

次の7ページをご覧ください。別紙4には、参考として同地域の地図情報と対象校の児童数、学級数の実績と推計値を掲載してございます。

続きまして、8ページ、別添資料2をご覧ください。検討委員会から提出された意見書の内容について、こちらも主な点をご説明いたします。

はじめに「1 豊平地区の小学校再編及び豊平まちづくりセンター・地区会館（豊平会館）・豊平児童会館の複合化について」でございまして、7ページの別紙4の地図も併せてご覧ください。

取組案のとおり、両小学校について、豊平小学校の敷地を活用して再編することとされています。

再編にあたっては、豊平小学校校舎の老朽化の状況等も踏まえ、新たな校舎に建替え、新校舎には、豊平まちづくりセンター、地区会館（豊平会館）、豊平児童会館を複合化することとされています。

複合化された施設の運用にあたっては、児童の安全確保や学習環境の向上に加え、地域の歴史の承継、地域住民の利便性などに最大限配慮することとされています。これは、豊平地区の歴史を未来に引き継ぐこと、また、複合化による駐車場の狭あい化の懸念への対応として、意見書にその旨明記されたものとなっております。

次の9ページをご覧ください。「3 通学安全に関する要望等」ですが、豊平地区においては、検討委員の方々と実際に校区内を歩いて確認したほか、通学安全に関する内容を重点的に協議してきており、検討の開催回を具体的に記載しながら、通学安全とその対策を再編に向けて検討することを望むとされています。

以上が、豊平地区における取組の検討経過と意見書の内容となります。

続いて、月寒・東月寒地区のあやめ野小学校、月寒小学校、月寒東小学校の取組についてご説明いたします。

10ページ、別紙5をご覧ください。「1 主な検討経過」ですが、こちらも他の地区と同様、令和5年2月から約2年にわたり「月寒・東月寒地区 学校配置検討委員会」において協議・検討が行われ、6月16日に検討委員会より意見書をご提出いただいたところでございます。

続きまして、13ページ、別添資料3をご覧ください。意見書の内容についてでございます。

はじめに、「1 月寒・東月寒地区の小学校再編及び児童会館の複合化について」でございまして、こちらも一つ前の12ページの別紙6の地図と併せてご覧ください。

取組案のとおり、あやめ野小学校、月寒小学校、月寒東小学校を再編することとされています。

概要といたしましては月寒小学校の改築と月寒東小学校の増築により、3校を2校に再編する、というものでございます。

また、月寒小学校の改築にあたっては、月寒児童会館を複合化することとされています。

次に「2 通学区域案」ですが、15ページから19ページにかけて、別紙図面1から別紙図面5という形でお示ししております。

15ページ、別紙図面1は、現在の小学校の通学区域でございまして、

次に16ページ、別紙図面2をご覧ください。図面の赤枠で囲んだ区域については、現在はあやめ野小校区となっておりますが、検討委員会において、再編を待たずに速やかに月寒小の校区へ変更した方が良くとされたことを受け、再編前に通学区域の変更をすべきとされております。

併せまして、この区域について、現在あやめ野小学校に在籍している児童が、継続してあやめ野小学校に通学できるよう、両校を選択可能な指定変更区域に設定すべきとされております。

なお、この指定変更区域は、17ページの別紙図面3のとおり、学校の再編、あやめ野小学校の閉校によりその役割を終えることとなります。

また、18ページの別紙図面4にお示ししている中学校の現在の通学区域につきましても、19ページの別紙図面5のとおり、赤枠の区域を月寒中学校の通学区域に編入するとともに、月寒中学校とあやめ野中学校を選択できる指定変更区域を設定すべきとされております。

以上が、月寒・東月寒地区における取組検討経過と意見書の内容でございます。

最後に、3地区の今後の取組方針案をご説明いたします。共通した内容が多いため、お手数ですが、1ページ目の別紙1にお戻りいただきまして、「2 今後の取組方針（案）」をご覧ください。

教育委員会の取組方針といたしましては、各検討委員会からご提出いただいた意見を尊重して再編に向けた取組を進めていくこととし、まずは新校舎の改築、増築の設計等を進めていきたいと考えております。

また、現時点では、開校時期は未定、としておりますが、設計開始から工事完了まで6～7年ほど要することを想定しております。

なお、今後ですが、先ほどご説明いたしましたとおり、月寒・東月寒地区では、学校再編に先行して通学区域の変更の実施を検討するため、早ければ今年度内に通学区域の変更に関して、別途教育委員会会議にお諮りする場合がございますほか、後年次には、その他の地区も含めて校名の変更に伴う学校設置条例の提案や、各再編校の通学区域の変更に関してもお諮りすることを予定しております。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○山根教育長 ありがとうございます。ただ今の説明に対して、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

（「はい」と発言する者あり）

○山根教育長 それでは、議案第1号については、提案どおり決定されました。

議案第2号から第7号は、公開しないことといたしますので、傍聴の方は恐縮ですが、退席をお願いいたします。

以下、非公開